

原子炉設置変更届出の内容について

1. 変更内容

玄海原子力発電所2号機の運転終了に伴い、原子炉設置変更許可を受けていた燃料の年間使用量を下表のとおり変更する。

- ※ 今回の変更については、原子炉等規制法に「発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量を変更した日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない」と定められている。

変更前	変更後
<p>現在予定している燃料取替方式では年間平均使用量は約9 tである。</p> <p>ただし、次の条件を仮定している。</p> <p>設備利用率 80%</p> <p>取替燃料集合体平均燃焼度 約 51,000Mwd/t</p> <p>(ウラン 235 濃縮度 約 4.8wt%)</p>	<p>年間予定使用量 0 t</p> <p>2019年4月9日をもって運転を行わないこととした後、発電用原子炉に燃料として核燃料物質を使用する予定はない。</p>

以 上